

目次

CIV 8 -CR-1st-1★付審判請求20210118.....	2
CIV 8 -CR-1st-2★証拠追加20210118.....	6
CIV 8 -CR-1st-3★6号証.....	7

付審判請求書 CIV8

令和 3 年 1 月 18 日

前橋地方裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

請求の趣旨

申立人が、令和 2 年 12 月 15 日に、前橋地検 R2 檢 1411 事件への不起訴処分を行った上村正を公務員職権濫用罪で告訴したところ、前橋地方検察庁検察官検事の田中隆士から、令和 3 年 1 月 14 日付の不起訴処分通知書(5 号証)を郵送されました(理由告知書は請求中)。しかし不起訴処分理由告知書では、当該告訴事実(嫌疑)のどこをどのように否定したのか?が全く解らないので、社会通念上、理由の告知とは見做せない旨は、20201207 付の前橋地検長官宛の抗議書(6 号証)にて通告済であり、また令和 3 年 1 月 15 日の通話で同検事係が「不起訴裁定主文以外の告知はしません」と答えたことから、同庁として、今後も 6 号証の抗議を認めるつもりが無いことは明らかです。

このように、当り前の抗議を認めようとしない態様が尋常ではありません。

また、合理的根拠が無いからこそ職権濫用だと訴えているのですから、合理的根拠の有無が焦点ですから、必ず判定願います。

以上により、本不起訴処分には理由が無く、全部不服ですので、刑事訴訟法 262 条により、当該事件を貴所の審判に付することを請求します。

対象事件番号 前橋地方検察庁 令和 2 年検第 2552 号

請求の原因

1 不起訴処分理由告知書(様式第 119 号)の裁定主文は、実質的な理由に成り得ません検察庁の一般的取扱として不起訴裁定主文のみの記載を既成事実化しつつあるようですが、不起訴裁定主文とは原因の分類に過ぎず、告訴事実のうち、どこをどのように否定したのか?という実質的(合理的)理由が全く判らないので、たとえどれだけ取扱実績が有ろうとも、社会通念上、実質的理由になり得ず、これをもって理由とするのは告訴人や国民を愚弄しています。

なお、実務上は別途、補足説明を加えているのが実態と推定されます(私への差別の疑い)。

2 本不起訴処分には合理的根拠が無いとしか解釈できません

簡単にできるはずの実質的な理由の説明を敢えて行わずに本手続を取らせることの妨害性は誰にも自明ですから、隠蔽の時間稼ぎの意図としか解釈できません。

3 合理的根拠が無い以上は、告訴権(適正な手続を受ける権利)の行使の妨害です

理由も無いのに、当り前の犯罪を否定できません(経験則違反ないし論理則違反)。

一般的に、合理性の無い国家権力の濫用が許されないのは、人権の歴史から見て当然です。まして検察庁は、刑事的な起訴独占機関であるがゆえに、許されません。

一般個人の起訴の権利を国家制度として奪っている以上、また、ひとたび告訴状を受理し、嫌疑の可能性を認めた以上は、告訴人の告訴権(適正な手続を受ける権利)の延長上に有りますから、起訴の予定が変わる場合は説明責任が生じます。

言い換えると、犯罪を隠蔽できる職権など、元より誰にも有りませんから、隠蔽ではないことの抗弁事実を示す必要が有ります。

4 したがって、実質的な理由を求めたのに答えなかつたことは告訴の妨害です
理由が無いことは自覚できるはずですから、特に検察の理念のうち「4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。」に違背しています。

答えようとしない以上、詳しく反論することもできませんが、当り前のことを必ず否定しています(社会通念の偽装の陰謀)。

なお、「公共の福祉」(公益優先、反射的利益)論は、国連への一連答弁への背信です。

告訴事実 合理的根拠の無い不起訴処分を行つたこと(1から3号証)

上村正は、包囲網として事前共謀して、私への脅迫の意図を持って、前橋地方検察庁検察官検事としての職務を装つて、その職権を故意に行使しないことにより濫用して、群馬県警沼田警察署が令和2年6月8日付で、前橋地方検察庁に回付した告訴状CIV(3号証、前橋地検R2検1411事件)について、令和2年10月13日付の処分通知書(1号証)を、令和2年10月14日着で私宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)に郵送することにより不起訴処分とし、私の告訴を妨害し、入澤雄一を隠避しました。

また上村正は、令和2年10月15日14:22(2号証)、電話でこの不起訴処分の理由の告知を求めたのに、起訴しないという処分(同義反復)だとして、明確に実質的理由を告知しませんでした(刑訴法261条違反、おそらく起訴猶予)。

しかしながらこの不起訴処分は、以下の通り、私が訴えた当り前の蓋然性の数々を、合理的根拠無く否定しており、甚だしく経験則違反です。

要するに、普通はしない侵入を敢えて行ったことの蓋然性(刑事的観点)を無視しています。更には、告訴状C(郵便配達員の居眠り中の住居侵入、令和2年1月14日及び同月22日提出受理、前橋地検R2検206~210、令和2年3月30日不起訴処分、上村正検察官)や、告訴状DII(村人の石井恵子の留守宅侵入、令和2年6月29日提出受理、前橋地検R2検1371~1375、令和2年7月31日不起訴処分、寺田泰成検察官)など、同類の先行事件との相互関連性を総合すれば、無意識下の住居侵入という類型を皆で反復して見せることによる、包囲網としての私への組織力の誇示に相違無いことを無視しています。

加えて、恣意性一覧表に記載の各事件間の相互関連性を総合すれば、包囲網が実在し、全事件とも包囲網としての組織力の誇示に相違無いことを無視しております。

纏めると、この不起訴処分は、後述の通り、訴えた当り前の蓋然性を、合理的根拠無く、認めておらず、甚だしい経験則違反であり、著しく社会不正義であり、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(国家公務員法82条)および信用失墜行為(国家公務員法99条)であり、差別的取扱であり、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法239条2)違反であり、著しく信義則(民法1条)違反であり、公序良俗違反(民法90条)であり、不法行為(民法709条)であり、憲法遵守義務(憲法99条)違反です。

脅迫であること

包囲網としての事前共謀による、一連の無言の威力脅迫であり、その根拠は、

第一に、当り前のことと認めないことは社会通念の偽装の陰謀と言えること

第二に、それが同時に、組織力の誇示、ひいては無言の脅迫の害意と言えること

社会通念の偽装は、圧倒的な組織力によってしか実現できません。

また、社会通念の偽装の状況(国家的隠蔽による無政府状態)が齎す脅迫効果は絶大です。

したがって必然的に、「お前など認めない」との、包囲網としての私の人格的生存(生命、自由、名誉)への害意になります。

犯人隠避であること

同時に必然的に、告訴状CIVに記載した、住居侵入罪と脅迫罪の入澤雄一の隠避です。

職権濫用であること

上記の脅迫罪や犯人隠避罪を行う為に、前橋地方検察庁検察官検事としての職務を装って、起訴猶予の職権を濫用して、合理的根拠無く不起訴(起訴猶予)処分を行い、私の告訴を妨害し、入澤雄一を隠避したことは、正当業務行為どころではなく、生命に対する権利(憲法13条)や「不當に脅かされない利益」を侵害しており、適正な手続を受ける権利(憲法13条ないし31条)の行使を妨害し、また、私に義務の無い当該告訴状を作らせました。

当り前の訴えを無視した不当性(反社会性と人権侵犯性)

1 合理的根拠が無いこと(理由不備) 甚だしい経験則違反

当り前のこととは、①法令、②経験則又は論理則、③蓋然性、など、場合により様々です。不可欠の要素を無視した点は、経験則違反かつ論理則違反と考えます。

可能性無との判断だとすれば経験則違反ですが、それは不可能なので論理則違反です。

2 手続(告訴)妨害であること 適正な手続を受ける権利(憲法13条又は31条)の侵害

第一に、反社会性であり、著しく不合理な判断なので、公序良俗違反(民法90条)です。第二に、人権侵犯性であり、私の被害者性を無視しているので、著しく信義則(民法第1条2)違反であり、予見可能性に基く結果回避義務違反(職責違反)であり、「お前など認めない」(非人間扱い)との、人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意です。

入澤雄一の留守宅内侵入の概要

20200503 16:30頃、ヤマト運輸・群馬水上センターの入澤雄一は、包囲網として事前共謀して、職務上の配達を装って、私の留守宅を訪れ、脅迫の意図を持って、無断で、無施錠の引戸式の玄関扉を開けて土間に侵入し、ヤマト運輸の月払請求書を、居間の縁端に置き去りましたが、これは以下の1から4の理由から、包囲網としての住居侵入の模倣・反復による一連の組織力の誇示に相違ありません。

留守宅内侵入の正当性が無いこと

入澤雄一の主な不当性は、1違法性が誰でも自明な行為を、2会社の正規の取扱に違反して必要も無く、3先行事件を模倣して、4「立入禁止」の表示を無視して、敢行したことです。

其々の蓋然性の数字は以下の通りであり、其々が当り前に、極めて有力な状況証拠です。総合すれば、典型的な社会通念違反なのであり、正当性の立証が必要です。

1 ★★★当り前に、自律権の侵害であること(反社会性) (100%)

①行為として世界共通に自律権(憲法13条)の侵害であること、それが部分社会の法理などでは阻却し得ない性質のものであること、②その後、物が紛失したりすれば、それこそ会社の体面に係わりますから、会社の正規取扱の筈が無く、当り前に無条件に必ず害意を認定されてしまう、確定的不法行為ですから、一般人として選択し得ない行動と言え、それを敢えて実行した点こそが、巨大な恣意性(故意の害意)です。

2 ★必要が無いこと (90%) 屋外のポストで用が足ります。

3 ★★前後の事件との相互関連性(模倣性) (99%)

告訴状Cのサイトウ郵便配達員の居眠り中の屋内侵入や、告訴状DⅡの村人の石井恵子の留守宅侵入との、「無意識・無防備を突いた行為」という共通性こそが、「このように、我々は何時でもお前の不意を突けるのだぞ」との、常時監視の包囲網の脅威を仄めかすことによる組織力の誇示であり、害意の対象を絞らせないことで、疑心暗鬼に陥れ、恐怖を煽っております。

留守宅侵入の脅威とは例えば、飲食物に毒を入れられるかもしれないし(生命)、他事件の証拠を隠滅されるかもしれないし(財産)、そんな状況ではうかうか出歩けません(自由)。

4★★「立入禁止」と入口に大きく表示していたこと(98%)
両玄関扉の、目の高さに、マジックで大きく書いてありました。

上村正に対し、公務員職権濫用罪(刑法 193 条)

告訴事実により、上村正は、包囲網として事前共謀して、上記の脅迫罪や犯人隠避罪を行う為に、前橋地方検察庁検察官検事としての職務を装って、起訴猶予の職権を濫用して、合理的根拠無く不起訴処分を行い、私の当該告訴を妨害し、生命に対する権利(憲法 13 条)や「不当に脅かされない利益」を侵害し、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条ないし 31 条)の行使を妨害し、また、私に義務の無い本告訴状を作らせ、当該被告訴人らを隠避したので、牽連犯としての公務員職権濫用罪です。

包囲網としての主な不当性

要するに、当り前に違法なのに、社会全体で「違法ではない」と、私限りの判例違反・経験則違反の嘘を吐いて、社会通念を偽装しているのです。

これは日本限りの陰謀であり、全日本人が私への包囲網の確信犯として通謀して、当り前のことを見ないことによって犯罪を正当化し、私の全判例を永久にタブー扱いすることによって封印し、同様事例への拘束力に因る社会秩序の混乱を封じる狙いです。

付属書類

既提出書面一式に加え、今回追加する証拠説明書および 4 から 6 号証。

証拠方法

上記に加え、入澤雄一と上村正の取調べを要請します。

以上

告訴CIV8証拠説明書 20210118(付審判)追加分

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
4号証	令和2年12月15日付で同日提出の告訴状一式	プリント 20201215 私が作成	立証すべきは、 <u>当該告訴状一式を提出した事実と、その記載内容</u> です。 内訳は、当該告訴状と被害届2018と恣意性一覧表と証拠説明書と1から3号証です。
5号証	令和3年1月14日付の不起訴処分通知書	コピー 20210114 田中隆士 が作成	立証すべきは、 <u>4号証の事件に対する不起訴処分を行った事実</u> です。 訴えた犯罪が、いずれも当り前の蓋然性であることから、 <u>合理的根拠無く否定したことは、明らかに妨害的な職権濫用</u> です。
6号証	20201207付の「不起訴処分の理由の不告知に対する抗議書」	プリント 20201207 私が作成	立証すべきは、 <u>前橋地方検察庁長官宛に、同庁としての不起訴理由告知の取扱に抗議した事実</u> です。 <u>不起訴処分理由告知書（様式第119号）の不起訴裁定主文だけでは、告訴事実のうちの、どこをどのように否定したのか？</u> という <u>実質的な理由が全く判りませんから、社会通念上、これでは理由に成り得ない、と改善を求めました。</u> この当り前の抗議後も同じことを繰り返す様はまさに狂気であり、害意の証左です。

私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)の見取り図

(県道・道義木佐山線沿いの敷地)

